

平成20年度 建設技術審査証明事業の 受付・ご案内

本機構は民間における、研究開発の促進および新技術の下水道事業への適切かつ迅速な導入を図り、よって下水道施設の機能向上を図ることを目的に建設技術審査証明事業を行っています。この事業は、申込みのあった新技術について受付審査会で対象技術としての適否が審査され、その後、国、学識経験者、研究機関などからなる審査証明委員会や部門別委員会で厳正に審査され、承認を受けた技術に対して証明書が交付されます。

また、それぞれの技術について審査証明書が添付された報告書が作成され、全国の各自治体に配布され、公共事業で新技術導入の際の判断資料として広く活用されております。なお、審査証明を受けた技術は、下水道業界紙での紹介、JACIC-NETへの登録、建設技術審査証明機関（15団体）の共催による報告会での発表など、様々な方法で広く広報されます。各社保有の新技術を一層普及、発展させるためにも、当制度を積極的にご利用ください。

1. 審査証明の対象

- 1) 下水道施設に関わる調査、設計、施工および管理の方法に係わる技術
- 2) 下水道施設の施工に関する機械、設備、器具、材料に係わる技術

2. 申請期間および審査費用

- 1) 申請期間
 1. 更新・変更技術の受付期間：2月15日～5月20日
 2. 新規技術の受付期間：4月1日～5月20日
- 2) 審査費用

1. 新規は申込料	105,000円（税込）	審査証明料	3,150,000円（税込）
2. 更新は申込料	105,000円（税込）	審査証明料	945,000円（税込）
3. 変更は申込料	105,000円（税込）	審査証明料	1,522,500円（税込）

 - ・確認試験費用および報告書の印刷費などに係る費用は依頼者の負担です。
 - ・複数の企業で共同して申込みをすることもできます。
 - ・相談は随時受け付けます。
 - ・審査証明書の有効期間は5年間です。

問い合わせ先：(財)下水道新技術推進機構 技術評価部
(TEL03-5228-6599 FAX03-5228-6512)

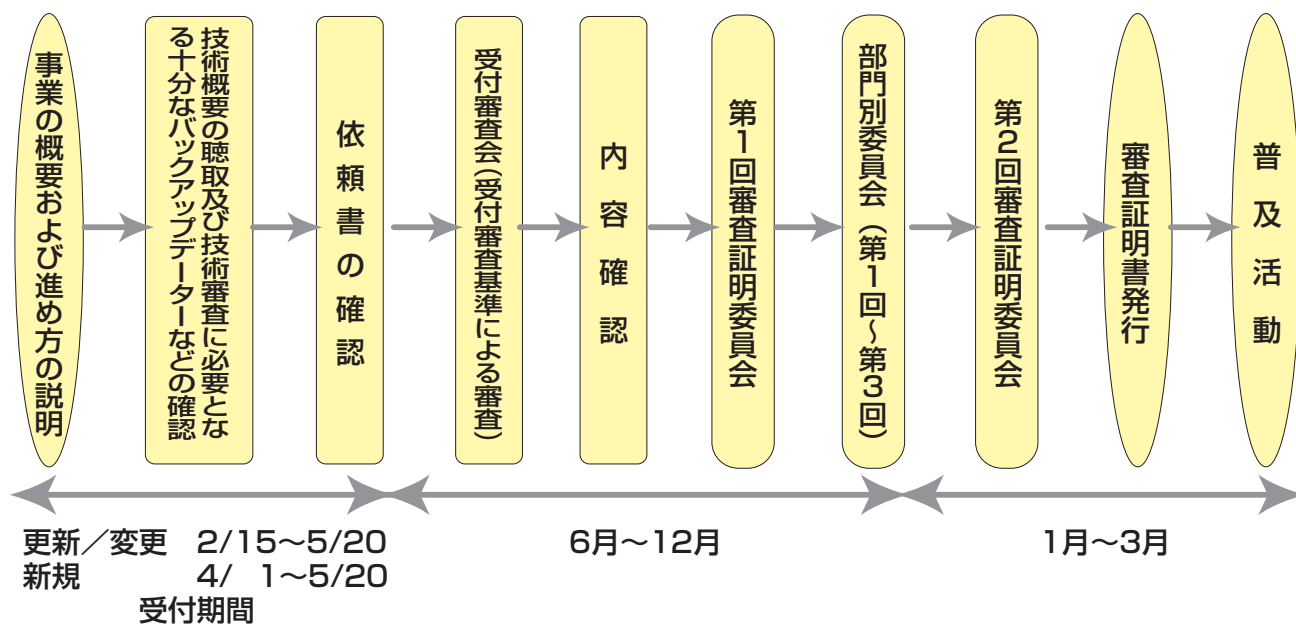


(審 査 章)

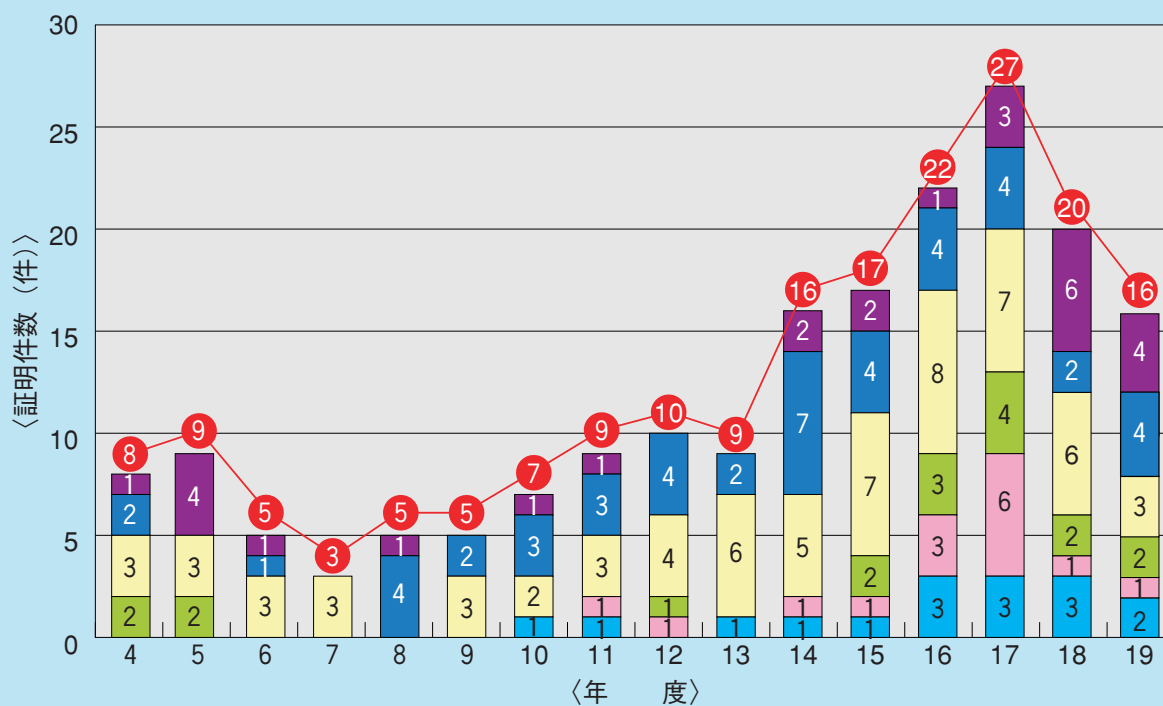


この審査章はすぐれた工人で古代最大の発明家ダイタロスの像と中国最古の「技」の文字からなり、西洋の技術と東洋の技術の融和的位置に新しい建設技術が多く見いだされることを、さらにこれらの技術と建設技術審査証明事業が太陽の光輝くものでありたいという願いを14の光に込めて作成したものです。

審査証明事業の流れ



建設技術審査証明の実績 (平成19年度までの188技術)



- | | | | |
|--------|---------------------------------|---------|-------------------------------|
| ■ 水処理 | (散気装置、汚泥掻寄機、攪拌機等) | ■ 更生技術 | (管、取付管更生・修繕工法、MH更生・修繕工法等) |
| ■ 汚泥処理 | (濃縮機、脱水機、脱気処理、可溶化装置、消化ガス等有効利用等) | ■ 防食、材料 | (施設、管路の防食工法、可とう継手、安全柵等) |
| ■ 設備機器 | (ポンプ、スクリーン、沈砂装置、高分子凝集材、合流改善装置等) | ■ 工法等 | (推進工法、貯留施設、仮設工法、排水処理施設、調査もの等) |